

第九条(県税事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後			改正前		
<p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p>					
略	名称	佐賀県税事務所	略	名称	佐賀県税事務所
略	位置	佐賀市	略	位置	佐賀市
略	所管区域	佐賀市、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	略	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市

第十条(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(風俗営業の営業期間の特例)</p> <p>第五条 法第十三条第一項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は、次の各号に掲げる日とし、同項に規定する当該事情のある地域は、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>一 一月一日から一月十日までの各日 県内全地域</p> <p>二 四略</p>			
<p>(風俗営業の営業期間の特例)</p> <p>第五条 法第十三条第一項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は、次の各号に掲げる日とし、同項に規定する当該事情のある地域は、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>一 一月一日から一月十日までの各日 県内全地域(別表第二に掲げる地域をいう。以下同じ。)</p> <p>二 四略</p>			
別表第二 削除		別表第二(第五条関係)	
		<p>佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡</p>	

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十八号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

例 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「又は減額貸付」を「減額貸付等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

第四条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四条の二 前条第一項の規定は、行政財産を貸し付ける場合又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第四条 略</p> <p>(普通財産の無償貸付、減額貸付等)</p>	<p>第四条 略</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p>
2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の	

方法により使用させる場合について準用する。

(準用)

第四条の二 前条第一項の規定は、行政財産を貸し付ける場合又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十九号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県警察の組織に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

別表の佐賀県佐賀警察署の項及び佐賀県諸富警察署の項を次のように改める。

佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町及び川副町を除く。)
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町及び川副町に限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の佐賀県佐賀警察署の項及び佐賀県諸富警察署の項の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

参考資料

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後			改正前																							
<p>(刑事部の所掌事務)</p> <p>第五条 刑事部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 犯罪による収益の移転防止に関すること。</p> <p>八 略</p>																										
<p>別表(第八条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> <tr> <td>佐賀県佐賀警察署</td> <td>佐賀市高木瀬町</td> <td>佐賀市(諸富町及び川副町を除く。)</td> </tr> <tr> <td>佐賀県諸富警察署</td> <td>佐賀市諸富町</td> <td>佐賀市(諸富町及び川副町に限る。)</td> </tr> </table>			名称	位置	管轄区域	佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町及び川副町を除く。)	佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町及び川副町に限る。)	<p>別表(第八条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管轄区域</th> </tr> <tr> <td>佐賀県佐賀警察署</td> <td>佐賀市高木瀬町</td> <td>佐賀市(諸富町を除く。)</td> </tr> <tr> <td>佐賀県諸富警察署</td> <td>佐賀市諸富町</td> <td>佐賀市(諸富町に限る。)</td> </tr> <tr> <td>川副町</td> <td></td> <td>川副町</td> </tr> </table>			名称	位置	管轄区域	佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町を除く。)	佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町に限る。)	川副町		川副町
名称	位置	管轄区域																								
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町及び川副町を除く。)																								
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町及び川副町に限る。)																								
名称	位置	管轄区域																								
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市(諸富町を除く。)																								
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市(諸富町に限る。)																								
川副町		川副町																								

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十号

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

佐賀県監査委員条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「は、常勤とする」を「で常勤とするものは、知事がこれを指定する」に改める。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する常勤の監査委員は、その任期が満了するまでの間、この条例による改正後の佐賀県監査委員条例第三条の規定により知事の指定を受けたものとみなす。

参考資料

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(常勤の監査委員)</p> <p>第三条 法第九十六條第四項の規定により 識見を有する者のうちから選任する監査委員で常勤とするものは、知事がこれを指定する。</p>	<p>(常勤の監査委員)</p> <p>第三条 法第九十六條第四項の規定により 識見を有する者のうちから選任する監査委員は、常勤とする。</p>

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十一号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例(昭和二十七年佐賀県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

三級

唐津市

唐津市立向島中学校

神埼郡吉野ヶ里町

吉野ヶ里町立小川内小学校

を

唐津市

唐津市立向島中学校

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第一(第十条関係)</p> <p>へき地学校及びその級別</p> <table border="1"> <tr> <td>級別</td> <td>所在地</td> <td>学校等の名称</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>唐津市</td> <td>唐津市立向島中学校</td> </tr> </table>	級別	所在地	学校等の名称	三級	唐津市	唐津市立向島中学校	<p>別表第一(第十条関係)</p> <p>へき地学校及びその級別</p> <table border="1"> <tr> <td>級別</td> <td>所在地</td> <td>学校等の名称</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>唐津市</td> <td>唐津市立向島中学校</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>唐津市</td> <td>神埼郡吉野ヶ里町</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>唐津市</td> <td>吉野ヶ里町立小川内小学校</td> </tr> </table>	級別	所在地	学校等の名称	三級	唐津市	唐津市立向島中学校	三級	唐津市	神埼郡吉野ヶ里町	三級	唐津市	吉野ヶ里町立小川内小学校
級別	所在地	学校等の名称																	
三級	唐津市	唐津市立向島中学校																	
級別	所在地	学校等の名称																	
三級	唐津市	唐津市立向島中学校																	
三級	唐津市	神埼郡吉野ヶ里町																	
三級	唐津市	吉野ヶ里町立小川内小学校																	

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第四十二号

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条及び第四十七条中「五万円以下の罰金又は」を「二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは」に改める。
 第四十八条中「三万円以下」を「十万円以下」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(刑罰)</p> <p>第四十六条 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p> <p>第四十七条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>	<p>(刑罰)</p> <p>第四十六条 県重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>第四十七条 県史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。</p>
<p>第四十八条 第十三条又は第三十五条の規定に違反して、佐賀県教育委員会又は市の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県重要文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更</p>	<p>第四十八条 第十三条又は第三十五条の規定に違反して、佐賀県教育委員会又は市の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県重要文化財若しくは県史跡名勝天然記念物の現状を変更</p>

し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は佐賀県教育委員会若しくは市の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は佐賀県教育委員会若しくは市の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十三号

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例(平成十七年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「臨床研修」の下に「(県内の管理型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第五十八号)第三条第二号に規定する管理型臨床研修病院をいう。))が行う臨床研修に限る。以下同じ。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与の決定を受ける者に係る修学資金の返還について適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者に係る修学資金の返還については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受け た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、 医師の免許取得後、引き続き臨床研修 (県内の管理型臨床研修病院(医師法第 十六条の二第一項に規定する臨床研修に 関する省令(平成十四年厚生労働省令第 百五十八号)第三条第二号に規定する管 理型臨床研修病院をいう。)が行う臨床 研修に限る。以下同じ。)を受けている とき。</p>	<p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受け た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、 医師の免許取得後、引き続き臨床研修 を受けているとき。</p>

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十四号

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年佐賀県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号イ中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県国民健康保険調整交付金条例第三条第二項第二号イの規定は、平成十八年十月一日以後の期間に係る同号の合算額の算定について適用し、同日前の期間に係る同号の合算額の算定については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(交付金の種類)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間における格差を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保</p>	<p>(交付金の種類)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町間における格差を勘案して、知事の定めるところにより交付する。</p> <p>一 略</p> <p>二 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同</p>

<p>3 略</p> <p>口 略</p> <p>健康療養費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額</p>	<p>3 略</p> <p>口 略</p> <p>号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額</p>
--	---

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第二条 法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）第二十条の五各号に規定する事項について、知事に報告しなければならない。

(報告の時期)

第三条 前条の規定による報告は、任意入院者が入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし

し、省令第二十条の四第二号に掲げる要件を満たす任意入院者に係る報告については、当該任意入院者が入院した日から起算して六月を経過した日の属する月に行わなければならない。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四十六号

佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例及び佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

(佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正)

第一条 佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和五十六年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）」を「特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）」に、「第一条第一項第十六号」を「第五十一条第一項第十五号」に、「同項第三十二号」を「同項第十六号」に改める。

第二条中「（平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号）」を「（平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号）」に改める。

第六条中「第一条第一項第十六号」を「第五十一条第一項第十五号」に、「同項第三十二号」を「同項第十六号」に改める。

(佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正)

第二条 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例(昭和五十七年佐賀県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号」を「平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号」に改める。

第四条中「、新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)第八条に規定する業種に属する事業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号。以下「政令」という。)第五十一条第一項第十五号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に必要な資金及び同項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる公共施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号)に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号。以下「政令」という。)第一条第一項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等に必要な資金及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公共施設の運営に要する資金を積み立てるため、佐賀県発電用施設周辺地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号)に基づき、県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。</p>

(処分)

第六条 基金は、政令第五十一条第十五号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等及び同項第十六号に規定する交付金の交付の対象となる公共施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(処分)

第六条 基金は、政令第一条第十六号に規定する交付金の交付の対象となる発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及等及び同項第三十二号に規定する交付金の交付の対象となる公共施設の運営の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

第二条(佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号)に基づき県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第四条 基金の貸付対象者は、事業地域内において農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)第二条第二項に規定する工業等に属する事業その他知事が別に定める事業の本来の用に供する事業所を設置しようとする企業に対し知事が事業地域内への企業立地の促進に資すると認め、指定するものとする。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、電源立地地域対策交付金交付規則(平成十六年文部科学省・経済産業省告示第二号)に基づき県に交付される交付金のうち予算で定める額とする。</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第四条 基金の貸付対象者は、事業地域内において農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律百二十二号)第二条第二項に規定する工業等に属する事業、新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)第八条に規定する業種に属する事業その他知事が別に定める事業の本来の用に供する事業所を設置しようとする企業に対し知事が事業地域内への企業立地の促進に資すると認め、指定するものとする。</p>

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年七月六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷